

■令和3年度 収去検査により発見された違反食品及び措置

食品名	検査結果	違反条項	違反内容	措置の内容
生食用かき	細菌数超過	食品衛生法 第13条第2項	規格基準違反(基準:50,000(CFU/g)以下)	製造者に対し回収命令, 改善を指導
酢だこ (味付けたこ)	サッカリンナトリウム使 用基準超過	食品衛生法 第13条第2項	規格基準違反(基準:1.2g/kg未満)	製造者に対し報告書の徴 収を行い, 改善を指導
魚肉ねり製品	大腸菌群陽性	食品衛生法 第13条第2項	規格基準違反(基準:陰性)	製造者に対し報告書の徴 収を行い, 改善を指導
アイスマルク	細菌数超過, 大腸菌群陽性	食品衛生法 第13条第2項	細菌数:規格基準違反(基準:50,000(CFU/ml)以下) 大腸菌群:規格基準違反(基準:陰性)	製造者に対し回収命令, 改善を指導
アイスクリーム	大腸菌群陽性	食品衛生法 第13条第2項	規格基準違反(基準:陰性)	製造者に対し報告書の徴 収を行い, 改善を指導
氷菓	細菌数超過, 大腸菌群陽性	食品衛生法 第13条第2項	細菌数:規格基準違反(基準:10,000(CFU/ml)以下) 大腸菌群:規格基準違反(基準:陰性)	製造者に対し回収命令, 改善を指導
漬物	サッカリンナトリウム使 用基準超過 食品表示違反	食品衛生法 第13条第2項 食品表示法第5条	食品衛生法:規格基準違反(基準:0.20g/kg未満) 食品表示法:表示欠落	製造者に対し回収命令, 改善を指導
輸入菓子 (グミ)	食品表示違反	食品表示法第5条	表示に記載のない合成着色料の検出	輸入業者を管轄する自治 体に調査・指導依頼
かき採取海域海水	大腸菌最確数超過	食品衛生法 第13条第2項	規格基準違反 (基準:70MPN/100mL以下)	再検査の実施